

JSG ニュースレター

<Tax>

営業者の 9 人乗り以下小型乗用車リースに係る 仕入税額控除規定について

— 財政部 2022 年 1 月 7 日付台財税字第 11004648950 号通達 —

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は、営業者が 9 人乗り以下の小型乗用車をリースする際の仕入税額控除規定について、2022 年 1 月 7 日付台財税字第 11004648950 号通達で以下のとおり公表しました。

1. 営業者が、販売または役務提供の用に供しない 9 人乗り以下の小型乗用車をリースし、以下のいずれかの状況に合致する場合は、割賦方式による売買に該当すると判断されるため、付加価値型および非付加価値型營業税法第 19 条第一項第五号の規定に基づき、その支払いに係る仕入税額を控除することができない。
 - ・ リース期間満了時にリース車両の所有権が借手に移転する。
 - ・ 借手はリース期間にリース車両の購入選択権を行使することができ、かつ、権利行使日における車両の公正価値よりも明らかに低い価格で購入することができる。
 - ・ リース期間がリース車両の経済的耐用年数の 4 分の 3 以上である。
 - ・ リース開始日において、最低リース料支払額の現在価値がリース車両の公正価値の 90% 以上である。

- ・ その他、リース車両の所有権の保有にともなうリスクおよび経済価値がすでに移転していることを証明するに足る場合。
2. 営業者は、前述の状況に該当しない 9 人乗り以下の小型乗用車について、以下の各要件に合致する場合、従業員個人への報酬にあたる物品やサービスの提供に該当しないと判断され、その本業および付随業務の使用に供するものは、その支払いに係る仕入税額の控除が認容される。
- ・ 車両の使用が、一定の職階以上の従業員の使用に限定されていない。
 - ・ 車両を集中または統一して管理している。

勤業衆信の見解

- ・ 財政部によれば、営業者が小型乗用車のリースで取得した仕入税額について、当該通達にある控除できない状況に該当する場合は、当該期間の営業税申告において虚偽の仕入税額控除をしていることになるものの、査定期間内であれば、当局の調査による追加納税やペナルティが発生しないよう、営業者は税務調査徴収法（中国語：税捐稽徴法）第 48 条の 1 により、自ら修正申告を行い、営業税の追加納付をすべきとしています。
- ・ 営業者は、社用車リースの管理体制が上述の財政部規定に合致しているか否かを今一度検討し、それにとまなう営業税の修正および正確な申告を行い、営業税に係るリスクを管理する必要があります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

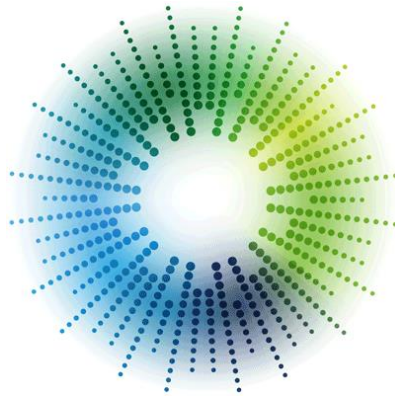
[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依頼することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

<Tax>

財政部 111 年 1 月 7 日台財稅字第 11004648950 號令核釋營業人承租 9 座以下乘 人小客車之進項稅額扣抵規定

- 一、營業人承租非供銷售或提供勞務使用之九座以下乘人小客車，有下列情形之一者，核屬分期付款買賣性質，依加值型及非加值型營業稅法第 19 條第 1 項第 5 款規定，其支付之進項稅額不得扣抵銷項稅額：
 - 租賃期間屆滿時，租賃車輛所有權移轉予承租人。
 - 承租人於租賃期間得行使購買租賃車輛選擇權，且得以明顯低於選擇權行使日該車輛公允價值之價格購買。
 - 租賃期間達租賃車輛經濟年限四分之三。
 - 租賃開始日，最低租賃給付現值達租賃車輛公允價值百分之九十。
 - 其他足資證明租賃車輛已移轉附屬於該車輛所有權所有之風險與報酬。

- 二、營業人承租非屬前點之九座以下乘人小客車，符合下列各要件者，核非屬酬勞員工個人之貨物或勞務，如其供本業及附屬業務使用，所支付之進項稅額准予扣抵銷項稅額：
 - 未限制供一定層級以上員工使用該車輛。
 - 車輛集中或統一管理。

勤業眾信觀點

- 詢問財政部表示，營業人租賃小客車取得之進項稅額，如符合該令不得扣抵之情事，則營業人該期營業稅申報有虛報扣抵進項稅額，若尚未逾核課期間，營業人應依稅捐稽徵法第 48 條之 1 自動更正補報補繳營業稅，以免日後被查獲會被補稅及處罰。
- 營業人應再檢視租賃公務車的管理機制是否符合上揭財政部令規定，作相應的修正及正確申報營業稅，以管理營業稅風險。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2022 勤業眾信版權所有 保留一切權利